

司法書士法教育ネットワーク第2回定時総会・記念研究会
法教育の教材開発と法律実務家の役割

(7-3)

2010年5月23日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 我妻秀範氏 京都府立綾部高等学校教諭
葉狩宅也氏 京都府八幡市立八幡小学校教諭
関本祐希氏 大阪府守口市立大久保中学校教諭
杉浦真理氏 立命館宇治中学高等学校教諭
小牧美江氏 司法書士ネットワーク事務局長
田實美樹氏 司法書士ネットワーク事務局
進行役： 西脇正博氏 司法書士法教育ネットワーク会長

(3)

西脇

次に、中学校の教員の立場から、関本さんから。

(3) 社会科歴史的分野における法教育(中学校)

関本

関本といいます。まず、僕は教師になってから2年目の5月を迎えたところで、まだ1年と少ししかたっていないのですが、こんなところでお話をさせていただくことになった経緯をまずお話させていただきます。

僕は実は、京都の大学で法学部をでていまして、普通に法学部を出て普通の企業に就職しようかなあと思っていたのですが、どうも民間企業の就職試験に行くと、違うなあと思い始めまして、急に4年生の春になって進路変更をしました。それから大阪教育大学の大学院に社会科教育ということで進学し、そこで我妻先生はじめ様々な先生に出会いました。大学院というところは、修士論文というものを書かないと卒業させてもらえないので、何をやるんやということになりました。何かの分野で貢献できることはないかということを考えていかんと言われまして、法学部出身ということで、じゃあ法教育をやったらどうだということで、法教育を2年間大学院で勉強して、修士論文になんとかかりました。で、現場にでまして今年2年目になったのですが。

どうしても法教育っていうと、今、司法書士の方々に学校に来ていただいていると思うのですが、だいたい公民の授業、高校の「現代社会」の授業であるとか、中学校の公民的分野で来ていただくことが多いんですが、中学校や高校で歴史・地理でも、実は、皆さんに来ていただいける授業はあるので。今回は、1年目に歴史を担当させてもらったこともあって、法教育の花形はやっぱり公民的分野なんですけれども、じゃあ歴史の分野でどういうふうに法教育っていうのはできるのか。そこからどう3年生の公民的分野の法教育につなげるのかっていうところをお話させていただきます。

レジュメ(1)を見ていただきたいのですが、中学校の社会科は、1・2年生のうちには地理・歴史をやります。これは歴史をずっと専門にされている先生からすると異論はあるかと思うのですが、やっぱり僕は花形は公民だと思っています。1年生・2年生で縦軸(歴史)と横軸(地理)をしっかり勉強しておいて、いよいよ、3年生で公民的分野で社会科の総まとめで、今の在り方を知るということを考えると、1・2年生でどこまで種をしっかりまいておくか、それによって3年生の授業がすごく爆発力をもったものになるか、それとも普通に終わってしまうかというところが変わってくると思います。

公民的分野につながる歴史教育ということで、どういうことができるんだろうということを考えました。大学院の時代は研究をするということで、いろんな実践を片っ端から調べたりしていたのですが、実は歴史分野の法教育って非常に少ないんです。実践として行われているものとしては、取組の例として2つあげさせていただきました(レジュメ(2)参照)。他にもあるかと思うのですが、代表例ということで。1つ目は、古い時代の法を学習して現代の法と比較する方法。たとえば、奥山先生(注：奥山研司「歴

史的分野「ケンカ両成敗って正しい? ~封建時代の法について考える~」橋本康弘・野坂佳生編著『“法”を教える 身近な題材で基礎基本を授業する』64 - 73 頁、明治図書、2006 年) が書かれました鎌倉時代の御成敗式目を現在の法と比較して授業していく。同じところはどこか、違うところはどこかっていう視点から見ていく授業。あるいは、これは今年の2月の兵庫教育大学の大会(注:第21回社会系教科教育学会研究大会)で行われた課題報告の発表であったのですが、古代遺跡を保存すべきか開発を優先すべきか、二つの立場にわかれて史跡保存問題を考えるというような、法の論争問題、歴史に関係する内容なんだけれど、文化財保護法という法律を元にどういう風に考えるのかというような授業展開(注:藤瀬泰司「法的論議問題による歴史教育の改革」同大会課題研究発表)のしかた。こういう二つのタイプがあるんですが。

今回僕がさせていただいたのは、どちらかというところに近いような実践かなと思います。ただ、今回は意図的に種をまくと言ったとおり、3年生に向けていく中での授業ということを構想して授業を考えてみました。

レジュメ(3)の「授業展開」のところなのですが、単元は「欧米の近代化の歴史」というところです。中学校は、基本的に日本の歴史を中心に扱うのですが、ところどころに近代史、ヨーロッパの歴史あるいはルネッサンスのような中世史というところで、ヨーロッパの歴史もごっちゃに学習するというのが中学校の歴史の特徴になっています。

実はですね、中学校のゆとり教育というのは社会科においては特に嘘でして。あれは、マスコミに宣伝されているゆとり教育というのは非常におおざっぱな見方でして、社会科(公民的分野)の教科書は240頁あるのに時間数が105時間しかなくて。おそらく、教育実習に行かれた方は見たことあると思いますが、あまりにも1時間に扱う量が多すぎて、どうしたらいいんだろうと。実習生は、来たところですぐに悩むことがあるんです。非常に量が多い、内容も難しい、これをどうやって1時間で教えるんだという状況に陥ってしまうので。ただ、その中でもいかに法教育を教えるのかということを考えました。やっぱり小学校と違って4時間しかとれませんでしたが、今回の単元も。教科書8頁で4時間。イギリスの市民革命から始まりまして、アメリカの誕生、フランス革命、イギリスの産業革命という順番で授業を進めました。

レジュメでは、白丸(注:指導の重点)と黒丸(注:法教育に関する内容)に分けて書いているのですが。イギリスの市民革命では、歴史学習の分野が白丸だというふうに考えていただいたらいいんですが、歴史学習の中でやっぱり重要なのは、革命という言葉の意味を理解してもらおうことだろうということ。資料で、生徒の授業のノート(注:資料掲載は省略)を配らせていただいています。「イギリス市民革命」の方を見ていただくと、子どもの書いた「メモなど。」と書いてあるところ、王と市民、(トランプゲームの)「大富豪」でいうと2が一番強かったのが、革命がおきると一番弱くなるという例を挙げて、かなり強引ですが、中学生に革命の言葉の意味を教えました。ここまではあくまで歴史の授業なのですが、このプリント(注:資料掲載は省略)の下のところで、左側ですね。「『権利の章典』を自分の言葉に言い換えると・・・」ということをしていまして、教科書に載っている権利の章典を自分の言葉で言い換えることによって、権利の章典って一体どういうこと言っているのだろうということに注目させることで、初めてここで、いわゆる理解というものが生まれてきて、民主主義の始まったのだということをお伝えしたいなと。

で、そのあとアメリカ誕生・フランス革命と続いていくのですが、アメリカの独立戦争の前あたり、多くの主張が発展していることを非常に重視したいなということで、そういうところを重点的に。フランス革命でいうと共和制ということを押さえないといけないので、イギリスとの違いということ言うならば、その中でもフランス人権宣言の平等権についてやっていこうと。

「イギリスの産業革命」が、この単元のクライマックスになるのです。この研究会で教えていただいたのですが「オリバー・ツイスト」という映画がありまして、これはイギリスの産業革命の時代の救貧院に住む孤児の子どもたちの姿を描いている映画でして、いわゆる慈善事業として恵まれない子どもたちにとりあえず最低限の着るものと食

べるものを提供するというような、哀れみの精神からでてくる、子どもたち・貧しいものを保護するという発想から、「ホームレス中学生」も同じように“巻きふん公園”で生活するわけですが、最後は民生委員のおばちゃんがでてきて、ちゃんと家に住まわせてもらって、お父さんもないですが子どもたちだけで生活していくという展開になっていくわけで。この2つを考えながら、このイギリス・アメリカの3時間の勉強のなかで、自由・平等というのは生まれたんだけれども、まだ社会権というのは確立されていない時代だったんだよということを教える中で、今の社会権の重要性というのを教えておきたいなと考えて作った授業です。

レジュメの裏面(2頁)の方の「授業の課題」というところですが、中学校で学ぶべきヨーロッパの内容というのは非常に多いです(「授業の課題」)。小学校の先生方というのは、何もなしの状況から子どもたちにどんどん教えていって、いろんな面をひらかせていくのですが、中学校の先生というのは、結構、楽をしているところがあって、小学校6年生で歴史の授業をやっているの、それをうまく使いながら、授業をしていくというのが多いのです。つまり、中学校の先生になると、小学校の先生のようにゼロから教えるという機会がどうしてもなくて、「小学校でこんなことやったやろう?」というところから授業に入っていくのです。が、小学校では世界史の分野は扱っていないので、これはちょっと厳しいなというところがあります。だから、実際に法教育まで入れてやってみると、意気込んでやってみたのですが、非常に時間が足りないという困難な壁に、実際にやってみるとぶち当たりました。やはり、2番目(「授業の課題」)のところなのですが、現在の事象を過去の歴史と比較していこうということで、先ほどのような授業をすると子どもたちがすごく興味を持って授業に取り組みます。歴史の授業であっても、今の社会との関係性を意識することが大切なのだなということも、改めて考えました。

生活保護の問題とか、様々な権利保護に関すること、弁護士さんや司法書士さんの方々が様々な機会でも労働問題とか、この後も杉浦さんの発表であると思いますが、アルバイトの雇用契約書の話であるとか、高校の先生中心に様々なことをしていただいているのですが。やっぱりそこでも「社会権」というのが重要になっています。どれだけ自由や平等やっていっても、この世界、映画の世界はひどすぎるやん、という考え方を持たせていくのは、日本の歴史だけをやっていっても、日本国憲法の基本的人権がいきなりもらえることになってしまったので、獲得していくというイメージがどうしても日本の歴史だけ見ると薄い。やっぱりヨーロッパの歴史をやれば、市民が権利を獲得して、なんとか人権というのを得てきたという歴史を教えることができるんじゃないかと思えます。

生活保護というのは身近な家庭の問題であるという子どもが多い地域もあります。そういうところでは子どもたちが非常に気になる場所であるので、子どもたちが普段生活の中で思っているところを社会科で取り上げる授業というのが、大切なんじゃないかなと思っています。

最後に(レジュメ(3)おわりに)これから法教育を積み重ね、司法書士の方々と一緒にやっていきたいと思うのですが、あえて言わせてもらえば、憲法の学習を改めて大切にしていく必要があるのではないかなと思います(レジュメ(3)1)。社会の教科書、公民的分野の教科書を開くと、人権の部分を延々と50頁ぐらい説明している、自由権・平等権はすごくて中学校の教科書では6頁くらい延々と使っているのですが、それに比べて民法や消費者法の記述が少ないといわれていました。それは事実で、弱かったのですが、でも、そういうことばかりに焦点が当たりすぎてはいないかという気がしています。細かな制度を教えるのが中学生、高校生への教育の目的ではないはずですから。もう一回原点に戻って、基本的人権があるんだよということを子どもたちに理解してもらって、そこから、男女平等というのがあって民法ができているし、財産権があってそのために民法が生まれてきているんだということを教えるべきだし、やはり憲法が大事なんだよということを教えるべき。それは学校の先生がある程度やっておいて、最後の最後に蓄えた力を司法書士の方や専門の方に来ていただいて、僕らができないところ

をしっかりフォローしてもらおう。その前置きはやっぱり僕らの仕事かなと思っています。

公民の分野だけでできるものではないので、様々な分野でしていかなければなりませんということが二番目(レジュメ(3)2)です。

三番目(レジュメ(3)3)、これはちょっと外れるんですが、どうしても法教育の花盛りという高校なんですよね。皆さまの報告も高校が多かったり、弁護士会がやられているような夏休みの模擬裁判とかも、高校生の模擬裁判の甲子園を開いたりだとか、高校にはものすごく機会があったりする。小学校、高校の先生は、比較的元気にやられている。中学校の実践はとても少なく、中学校の先生がとても忙しいということもありますが、僕らがいどんでいないということもありますが、ぜひ、中学校にも来ていただければと思います。ただ、中学校は本当に時間の足りない中でやっているという実態があります。高校受験の枠に縛られながらも、なんとか法教育やりたいなと思っているので、またご意見を聞かせていただいて、何とか中学校でも法教育ができないかなと、コラボをしながら模索できないかと考えていますのでよろしくお願いします。

西脇

ありがとうございました。お話をきいて、いろいろ聞きたいことがでてきたんですが、それはまた後で。